特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
遠賀町は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
遠賀町

公表日
平成29年4月28日

［平成28年１月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①国が設定した基準を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 ②扶養義務者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 ③事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 ④保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。
③システムの名称	子育て支援システム、収納消込／滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）幼保認定ファイル（2）保育ファイル（3）保育収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一8、94の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長	健康こども課長　松井　京子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　法制係 電話番号　093-293-1234 郵便番号　811-4392 住所　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課　法制係 電話番号　093-293-1234 郵便番号　811-4392 住所　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	Ⅱ１．対象人数	平成27年6月30日　時点	平成29年3月31日　時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ２．取扱者数	平成27年6月30日　時点	平成29年3月31日　時点	事後	